

## 第2章 平常時の対策

### 1 情報収集など個別計画作成の進め方

#### (1) 推進体制の整備

災害時要援護者一人ひとりの個別計画の作成や災害時に対応するため、地域ごとに、地域の実情に応じた「個別計画作成協議会」の組織化を進めます。

協議会のメンバーは、おおむね次の関係者などを想定しています。

#### 個別計画作成協議会メンバー（想定）

##### 1 市関係各課

地域福祉課、介護高齢福祉課、障害福祉課、健康推進課、こども課、子育て支援課、市民活動課、観光交流課、危機対策課、消防課など

##### 2 福祉関係機関・団体など

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、訪問看護ステーションなど

##### 3 防災機関

消防団

##### 4 地域

市町内会連合会、地区連合町内会、単位町内会



## (2) 情報の収集方法

情報収集の方法は、広く市民に計画の趣旨、推進体制、方法などを周知し、「手上げ方式」\*<sup>1</sup>を基本に災害時要援護者登録希望者を募集します。特に、優先把握対象者については、要援護者対象者台帳を作成し、要援護者登録の意思を確認します。

なお、計画の内容などが正確に伝わるよう、必要に応じて、戸別訪問による「同意方式」\*<sup>2</sup>も併用することとします。

\*<sup>1</sup>手上げ方式とは

制度について周知した上で、自ら災害時要援護者名簿などへの登録を希望した方について避難支援計画（個別計画）を作成する方式

\*<sup>2</sup>同意方式とは

消防などの防災関係部局、保健福祉部局、自主防災組織、保健福祉関係者が住民一人ひとりと接する機会をとらえて、災害時要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握して避難支援計画（個別計画）を作成する方式

## (3) 把握する情報

ア 災害時要援護者対象者台帳一別紙様式 1ー

災害時要援護者の対象者については、関係各課が保有する情報を基に台帳を作成し、情報を共有します。

イ 災害時要援護者登録台帳（個別計画）一別紙様式 2ー

災害時要援護者の登録については、要援護者が記入し、登録申請に必要事項を記載いただき提出することを原則としますが、本人の記入・提出が困難な場合は、家族の方などと相談しながら把握します。

個別計画の具体的な支援内容などについては、「個別計画作成協議会」が組織化された地域から、要援護者の個別計画作成に取り組み、これらの情報は、市関係各課、個別計画作成協議会、地域支援者\*<sup>3</sup>などが共有します。

なお、要援護者の所在情報などにつきましては、効果的・効率的な運用に努めます。

\*<sup>3</sup>地域支援者とは

地域支援者とは、要援護者の安否確認、避難所までの避難誘導や介助、必要な情報の伝達などを行う方で、要援護者本人の意思を尊重した上で、原則 2 名以上選出し、出来る範囲の支援をお願いするものです。地域支援者は、要援護者の近所にお住まいの方で、避難支援ができる方であれば、職業、年齢などは問いません。

#### (4) 情報の管理方法

市では、作成した個別計画を、災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙の両方で作成・管理します。

電子データで管理する場合は、部外の職員がデータの閲覧などができないように、あらかじめ操作する職員を所属ごとに所属長が指名し、パスワードを与えて管理します。パスワードについては、指定された職員以外に漏洩しないよう厳正な管理を行います。

また、この情報を共有する関係者が、市と同様に電子データとして管理する場合は、データを扱う人を具体的に明らかにし、パスワードは厳正に管理します。

紙で共有する場合は、施錠できる書庫・保管庫で管理するなど、情報を管理する人が責任を持って情報の漏洩防止などに万全の注意を払います。

個別計画に記載されている内容及び情報伝達方法などについて、年1回定期的に確認します。また、内容に変更などがあったときは、個別計画作成協議会と連携を図りながら随時更新し、更新した場合は、共有者全てに新しい情報を提供します。

#### (5) 情報の守秘義務

個人情報共有する関係者は、登録台帳を避難支援以外の目的で使用することはできません。また、登録台帳に記載された情報及び支援をする上で知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた後も同様とします。

## 2 情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報など必要な情報が要援護者及び家族・地域支援者に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、要援護者は、災害時だけでなく平常時においても、要援護者自身に不測の事態が発生した場合には、関係機関などへの連絡や通信の手段を確保する必要もあるため、関係機関と連携しながらその取り組みを進めます。

### (1) 避難情報の発表

市は、災害発生のおそれがある場合、避難指示・緊急安全確保の発表にさきかけて災害時要援護者が避難行動を開始するため、「高齢者等避難」<sup>\*4</sup>を発表します。

<sup>\*4</sup> 高齢者等避難とは

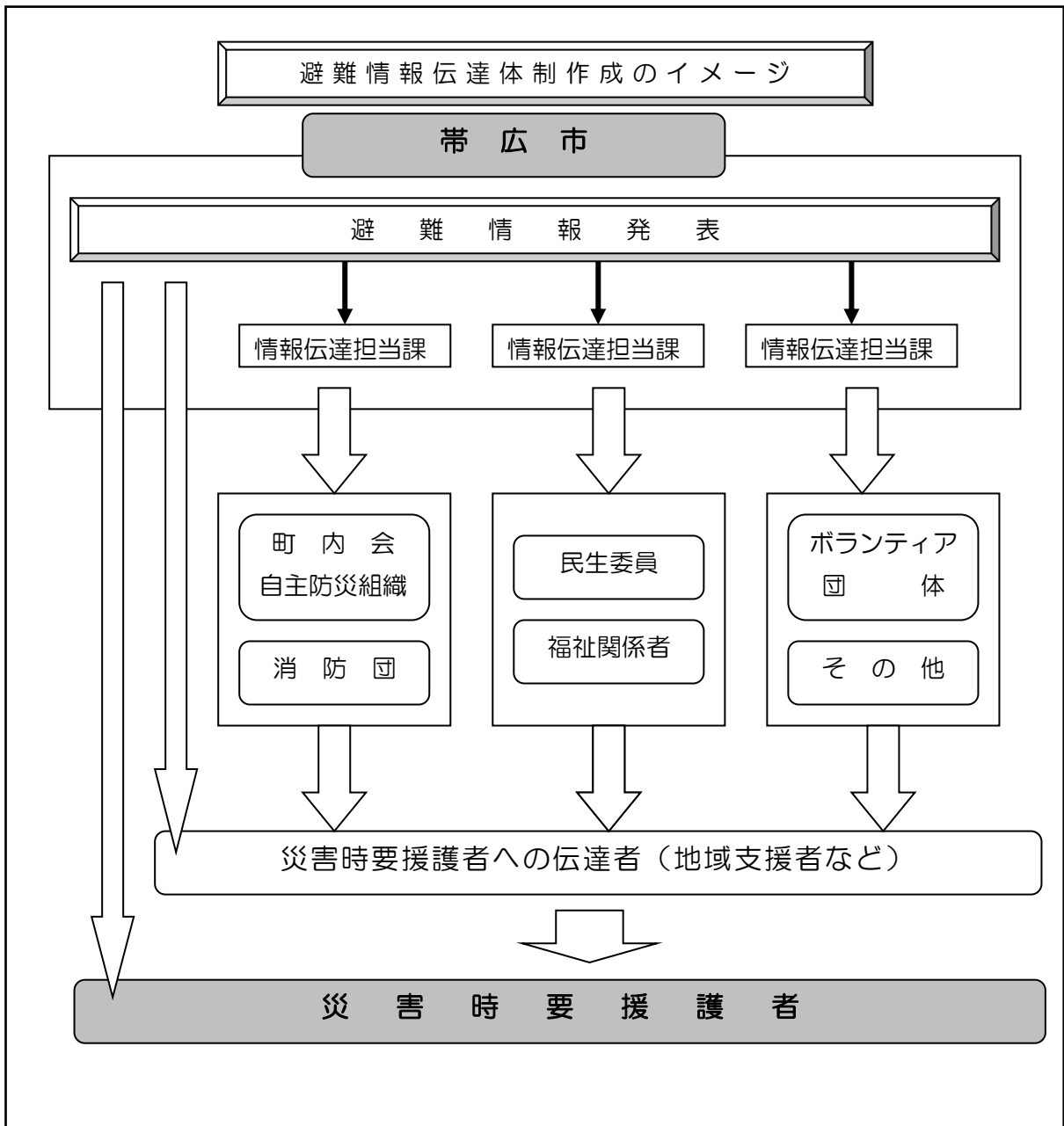
要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

### (2) 避難情報の伝達

市は、「高齢者等避難」などの避難に関する情報を発表したときに、要援護者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、「個別計画作成協議会」と連携し、伝達体制を具体的に定めます。



～ 避難情報などの伝達体制のイメージ ～



～ 情報伝達体制の設定例 ～

〇〇地域の災害時要援護者への情報伝達体制

市情報伝達 担当課名	伝 達 先			災害時要援護 者への伝達者 氏名・連絡先	災害時要援護 者氏名など
	所 属	氏 名	連絡先		
危機対策課	町内会長 (自主防 災組織)	〇〇〇〇	〇〇－ 〇〇〇〇	△△△△	◇◇◇◇
				△△－△△△△	□□□□
				××××	◎◎◎◎
				××－××××	▽▽▽▽
地域福祉課	民生委員 など	△△△△	△△－ △△△△	〇〇〇〇 〇〇－〇〇〇〇	◇◇◇◇ □□□□

### 3 避難施設の確保

大規模な災害が発生した場合には、災害時要援護者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることになります。要援護者は、一般の避難所での避難生活で支障をきたす場合があることから、安心して生活できるよう、必要な生活支援が受けられる体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設などの社会福祉施設と事前に協定を締結するなど、「福祉避難所」として指定できるよう取り組みを進めます。

### 4 普及・啓発など

災害時要援護者の避難支援などが迅速かつ的確に行われるためには、日ごろから地域住民の防災意識を高めていくことが大切です。

また、災害時に要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、まわりの支援だけでなく、要援護者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

このため、市は、各関係機関と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めます。

#### (1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識のほか、災害時要援護者の救出や避難誘導などにあたって配慮すべき事項など、要援護者への対応方法についても併せて、普及・啓発を図ります。

#### (2) 防災訓練などの実施

地域住民や災害時要援護者の防災意識を高めていくため、市や地域などで実施する各種の防災訓練において、要援護者の視点を入れた訓練を実施するほか、要援護者が参加する訓練・講習会などを実施します。

#### (3) 災害時要援護者及びその家族などへの防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、隣近所すべてが被災者という状況も予想されるため、必要な備えについて、災害時要援護者及びその家族や支援者に対し周知することが必要です。

周知にあたっては、簡易な言葉やイラスト付きの文章などを使用するほか、漢字には仮名をふるなど、それぞれの状況に応じた方法で、関係団体の協力を得ながら進めます。

なお、防災に対する正しい知識を要援護者やその家族などに理解をいただくため、講習会や研修会などを実施します。

#### (4) 災害時要援護者の備え

災害時に要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周囲の支援だけでなく、要援護者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

このため、市は、次の事項などを参考にしながら災害に対する備えに取り組みよう、要援護者やその家族、地域住民への啓発に努めます。

##### ア 隣近所や地域の各種団体などとの連携

- 最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダーなどが誰であるか把握しておきます。
- 地域の様々な組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- 市や各地域で実施する防災訓練などへ積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを深めておきます。

##### イ 必要な支援内容の伝達

災害発生に備え、どのような支援が必要かを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急連絡カード（別紙様式3）に記載するなど準備しておきます。

##### ウ 避難経路の確認

自宅から避難所までの経路を家族や支援者とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。





## エ 非常持ち出し品などの準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて非常持ち出し品などをまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に準備しておきます。

特に、薬や医療器具など、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。



## オ 災害に備えた備蓄

- 飲料水は、一人1日3リットルを目安として、最低1日分、できれば3日分をペットボトルなどの容器に常に用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。
- 缶詰や保存食、菓子など、摂取可能な食糧を最低1日分、できれば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

## カ 外出時の備え

外出した際に災害にあった場合には、周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容などを伝えられるよう、外出時には、緊急連絡カード（別紙様式3）やブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

## キ 住宅の安全対策

- 地震に対しては、建物の耐震性を確保することが何より重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。
- 家具や大型の電気製品は、市販の固定器具などを使用して確実に固定します。家具などを固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などをします。
- 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。
- 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止などの措置をとっておきます。

